

備前市監査委員告示第4号

令和元年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和元年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年1月13日

備前市監査委員 小野田 隼 也
備前市監査委員 尾 川 直 行

所 管 部 署	企画課
---------	-----

【要望（所見）】	措 置 状 況
<p>縁結びイベントについて、市内在住者の参加が低位で推移していることなどから、イベントの必要性を検討した上で、市内在住者の参加を増やす取組みや事業効果が検証できる体制を整備することなどについて検討する必要がある。</p>	<p>全国的に少子化が進む厳しい状況の下、近年、国においては、地方公共団体が行う出会いの機会・場の提供を含む結婚支援を推進しておりますところ、備前市においても、令和元年度より国県の交付金を活用して取り組んでいます。</p> <p>令和3年度は交付金メニューにある広域市町との連携事業を活用し、隣接する瀬戸内市と共同でイベントを行うこととしており、財源確保による単市分の支出削減に努めると同時に、市民のイベント参加への心理的ハードルを下げる効果を期待しています。市内在住者の親からの問い合わせもあることから広報誌掲載紙面枠を広くとることやSNSの活用等を通じ、多くの市民の目に触れる機会を作ることにより市内在住・在勤者の増につながるよう行います。</p> <p>また、イベントごとに参加者アンケートを取り、その結果を踏まえた検証を行い、次回イベント開催に向けた検討を行っております。</p>

所 管 部 署	産業観光課
---------	-------

【指摘事項】	措 置 状 況
<p>伝統的産業振興事業補助金の交付に当たり、交付の目的や対象等が定められていなかったり、交付決定前に事業が開始されていたりしており、適正を欠いている。</p>	<p>備前市伝統的産業振興事業補助金交付要綱（令和2年7月1日）を内規で制定し、補助金対象者を備前焼まちづくり推進協議会とし、補助対象事業を明確化しました。</p>
【要望（所見）】	措 置 状 況
<p>岡山県建設労働組合補助金について、補助事業の適正な執行を図るため、前金払での交付等を見直すなどの改善を図る必要がある。</p>	<p>交付方式を前金払から実績報告書等により補助金額を確定する概算払に改めました。</p>

所 管 部 署	水道課、下水道課、病院
---------	-------------

【指摘事項】	措 置 状 況
<p>出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関について、定期及び臨時に検査を行っておらず政令に違反していると認められる。</p>	<p>【水道課】 水道事業につきましては、令和2年度に、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対して金融機関検査を実施しました。</p> <p>【下水道課】 下水道事業につきましては、令和2年度に、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対して金融機関検査を実施しました。</p> <p>【病院】 病院事業につきましては、令和2年度に、出納取扱金融機関に対して金融機関検査を実施しました。</p>

所 管 部 署	学校教育課（及び片上高等学校）
---------	-----------------

【指摘事項】	措 置 状 況
<p>学校教育課が片上高等学校に対し交付した特色ある学校づくり補助金は、過大に交付されており、適正を欠いている。</p>	<p>過大に交付されていたものについては、学校で消耗品を使用する際に、学校活動と補助事業の区分があいまいになっていたこと、学校教育課での審査において、決算額が決算報告書による金額のみの審査となっていたことに起因していたため、納品書及び領収書の適切な保存を指導するとともに、補助金の手続きについて改めて周知した。</p>
【要望（所見）】	措 置 状 況
<p>特色ある学校づくり補助金において、学校評議員に対し、通常の業務以外の業務を依頼し、報償費を支払う必要がある場合には、その区分を明確にするなど改善する必要がある。</p>	<p>学校評議員を務める方に通常の業務以外の業務を依頼し、報償費を支払う必要がある場合、区分を明確にするため、名目を報償費又は謝金とすることとした。</p>
<p>特色ある学校づくり補助金において、要綱における「学校」の位置付けを明確にするとともに実績報告事務に係る通知について、再検討するなど改善を図る必要がある。</p>	<p>要綱における「学校」の位置づけを明確にするため、別紙のとおり要項を改正した。</p>

所 管 部 署	備前焼ミュージアム
---------	-----------

【指摘事項】	措 置 状 況
条例の規定や議会の議決がないにもかかわらず、学術研究利用料を減免しており、法令等に違反していると認められる。	令和2年9月28日条例第22号において、学術研究利用について、減免に関する条例改正を行いました。
図録に掲載された写真が誤っていたにもかかわらず、適正に完成しているとして図録作成委託料を支払っていることは、適性を欠いており、是正する必要がある。	校正の際の確認、納品検査等は複数人でチェックする体制としました。